

リレートーク

私も少年法適用年齢 引下げに反対します！

今、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会で少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの是非が議論されています。

民法の成年年齢を18歳未満に引き下げる法律が2022年4月に施行されますが、少年法をこれと同じに引き下げてよいのでしょうか。

長年、子どもの問題や非行から立ち直る姿を見つめてきた専門家が、少年法適用年齢引下げの問題について語りました。





私が少年法の年齢引き下げに反対する理由

少年院出身者～協力雇用主～保護司 竹中 ゆきはるさん

少年院で資格を取得して夢がかなった

30年以上前、私は非行少年でした。しかし、少年院で第2種電気工事士の資格を取得させてもらい、少年院を出た後10年ほど電気工事士として経験を積んだ後、27歳の時に独立して社長になれました。

独立してからは近所の行き場のない少年にも働いてもらっていましたが、自分が14歳の頃からお世話になった保護司の先生から薦められて、協力雇用主になりました。

その後、少年院の院長先生が推薦してくれて、電気工事科の職業訓練指導員にもなりました。その後、推薦だと元院長に迷惑がかかるかと思い、自力で技能士を受験して電気科、メカトロニクス科の職業訓練指導員の資格を取りました。

さらに、保護司にも推薦されました。

先生になりたいというのが中学生の頃の夢でしたが、職業訓練指導員や保護司、検定委員や判定員として、「先生」と呼ばれるようになりました。奇跡が起きて夢がかなったのです。

少年法に救われた

現在、子どもの自立を支援するNPO法人を運営していますが、前科があると法人の設立は難しいのです。私は前科がないので、設立することができました。

同様に、国家試験の検定委員も前科があるとできないのですが、私は前科がないので委嘱を受けることができました。

その他にも、「職業の自由の選択」が資格制限法令があることで、更生しても沢山の夢が叶えられなくなります。

罰無しで書類を出さないと、優秀技能者表彰や国土交通大臣表彰も授与されなかったでしょう。

これも、少年法があったおかげだと感謝しています。

人を育てるのは、人

私は、両親を恨んだこともありましたが、両親は育った環境が厳しかったことがわかって、許せるようになりました。

修正し、適応できるまで待ってくれた日本の人々や少年法は、とてもあたたかいと思っています。今は、その恩返しだと思い、様々なボランティアをしています。

自分が出会った少年院の先生や、鑑別所の法務教官、検事さんや弁護士さん刑事さんの熱意を忘れずに、今度は私が、若者を育てていきたいと考えています。熱意を持った大人が何人も関わる人がいて、一人の人間、人が育つのだということを忘れないでほしいと思います。

被害者と加害者が共に同じ社会で生きていくために



西鉄高速バスジャック事件被害者 山口 由美子さん

少年事件の被害者になって

私は、2000年に起きた西鉄高速バスジャック事件の被害者の一人です。事件後、少年と少年の両親と示談書を交わした際、私は、少年に会いたいという条項を入れてもらいました。

少年との面会

事件から4年が過ぎた頃、少年と面会することになりました。初めての面会の時、少年は心から謝ってくれました。私は、事件当初から少年がつらさを抱えていることを感じていたので、そのことを彼の背中をさすりながら伝えました。その後、少年から手紙が届き、共感することの力があるということを感じました。2回目の面会の時に、「どうしてこんな事件を起こしてしまったのか考えてほしい。」と頼みました。

少年は変わる

少年が出院後くれた手紙に、自分がどうして事件を起こしてしまったのかが書いてあり、少年が考えをめぐらせて返事をくれたことが伝わってきました。少年は、少年院の育て直しの教育の中で、確実に変わっていったと思います。事件を起こした少年は、事件の前、誰からも、話を聞いてもらうことができなかったのです。しかし、少年は、医療少年院で共感的に話を聞いてもらい、寄り添いの教育がなされ、変わったのです。

18歳の実像

現在、私は、少年院で被害者の視点での体験を話し、また、不登校の子どもの居場所を運営しています。子どもたちと向き合う中で、18歳は決して大人とは言えないと感じます。まして、事件を起こす子どもたちは虐待やいじめの経験がある子が多く、自分が大切にされた経験が少ないと思われます。そのため、自尊感情が低く、自分を認められず、また、大人を信頼できなくなってしまうのです。この子たちに必要なのは、信頼できる大人との出会いであり、再教育の場です。

被害者として求めること

被害者として加害少年に求めることは、再犯してほしくないということです。そのためにも、なぜ事件を起こしてしまったのかを考えてほしい。それができるのが少年院です。少年法の適用年齢を下げることで、再教育の機会を減らさないでほしいと思います。



家庭裁判所調査官の 調査が果たしてきた役割と重要性

元家庭裁判所調査官 伊藤 由紀夫さん

家裁調査官が行う調査や教育的措置

私は、38年ほど家庭裁判所調査官として、少年事件を3,500件ほど経験してきました。現場の事件に携わってきた者の意見としてお聞きいただければと思います。

現在、少年法では、全件が家庭裁判所に送致され、簡易送致という書面処理事件を除いて、軽重を問わず全件について調査を行います。

家裁調査官は、少年との面接で、少年の非行の原因等背景事情、反省や被害者への謝罪等について調査をし、保護者からも家庭環境や、監護・指導等の事情を聴取します。また、学校や関係機関への調査も行います。その上で、少年の発達段階、能力、生活、非行内容、非行歴等に応じて、様々な教育的な措置を行い審判に向き合わせます。

家裁調査官は、少年が自分の非行に向き合う姿勢を整え、審判を受けさせることに多くの労力を使います。

家裁調査官の調査や教育的措置の重要性

私の経験上、非行少年の様相も時代とともに変化します。家裁調査官は、その時代に応じた非行少年の特性に応じながら調査方法を工夫し、非行の原因の背景を探り、それに応じた教育的措置を考え、再犯を防ぐようにしてきました。こうした家裁調査官による非行の解明や教育的措置は、司法統計に明らかのように、日本の少年非行を確実に抑止してきました。

18歳・19歳の少年の実像と少年法の手続等の役割

非行少年は高卒や職業選択を機会に18歳～19歳の時に大きく変化することが極めて多いと思います。家裁調査官は、その18歳～19歳の少年の変化を見据え、教育的措置を行い保護処分を検討してきました。また、18歳～19歳の非行少年には、十分な教育を受けてきたものの社会規範を備えていない未熟な少年もいます。

こうした18歳～19歳の少年に対していきなり刑事罰を科するのは、少年の成長・発達の現状について十分認識しておらず、もう少し社会人としての自覚を身に付けさせるために家庭裁判所における教育的措置の機会が必要だと思います。

法制審で検討されている処遇策の問題点

現在、法制審で検討されている新たな処分で家裁調査官が行うのは主には保護観察にするかしないかのみの調査や審判になると考えられます。これまで家裁調査官は、18歳～19歳の少年に対して、保護観察以外にも施設での処遇など、あらゆる選択肢を踏まえた上で処遇を決定し、教育的措置の効果を上げてきました。新たな処分では、あらゆる選択肢の中から処遇決定を行うことはできません。教育的措置の効果を上げることは極めて難しく、社会の安定にも貢献できないことになるのではないかと思います。他方、起訴された場合、教育的・福祉的にさまざまな手当てをしなければならない18歳～19歳の少年に対して家裁調査官による調査が全く行われなくなるという点も非常に大きな問題です。

新たな処分は健全育成ではなく、再犯防止を主眼とした社会防衛的な側面が強く、保安処分といった色合いが濃いように思います。保安処分のための調査・審判ということになれば、家庭裁判所は将来的にゆがみを大きくするのではないかと危惧します。法制審では本当に少年法適用年齢を18歳未満に引き下げてよいのか、慎重に審議していただきたいと強く希望します。

少年法適用年齢の引下げは 18歳・19歳の立ち直りのチャンスを奪う



龍谷大学矯正・保護課程講師、元浪速少年院長 菱田 律子さん

少年鑑別所収容の持つ意味

2017年版犯罪白書によれば、少年鑑別所収容少年の42.4%が18歳以上の年長少年です。少年法適用年齢が引き下げられると、4割の少年が少年鑑別所での面接や健全育成に配慮した観護処遇を受けられないことになり、それは自分自身をみつめる機会を失うことになります。少年鑑別所に収容される期間は4週間ぐらいですが、彼らにとっても立ち直りのための大きなチャンスになります。なお、拘置所には、少年鑑別所のような機能はありません。

年長少年は要保護少年

2017年版犯罪白書によれば、少年院新入院者の47.6%が18歳以上の年長少年です。少年院新入院者の約半数が年長少年であり、少年法適用年齢が引き下げられると、大変なことになります。

19歳の男子の事例です。窃盗事件を繰り返し、少年院送致になりました。本人は、がんばって電気工事士の資格を取得し、高校卒業程度認定試験にも合格しました。ただ、残念なことに、保護者である義父と実母は、保護者会も、運動会も、成人式も欠席でした。担当者が電話でお願いしても駄目でした。19歳ですので、保護観察期間を確保するため家庭裁判所に収容継続を申請し、少年院内で行われる審判には出席してくれることを期待したのですが、駄目でした。

賢い少年でしたので何も言いませんでしたが、私は、このままだったら、この少年はひがんで人生を送るのではと考え、職員に「保護者に会いに連れて行ったら?」と働きかけたところ、職員も賛同してくれました。

保護観察所に協力をお願いして、保護観察所まで少年を連れて行き、保護者、保護司さん、保護観察官と面会しました。満面の笑顔で少年は帰ってきました。保護者の方も安心し、何よりも少年自身が、「自分のことをみんなが心配してくれているんだ。自分のことをみんなが考えてくれているんだ。」と実感する機会になりました。

実は、保護者の方は長らく在宅療養中でした。児童虐待の場合にも言われることですが、保護者の多くも、支援が必要な方たちではないかと思います。

なお、この事例は、少年法適用年齢が引き下げられてしまったら、起訴猶予または罰金で終わり、少年院の手厚い矯正教育が受けられなかったケースだと思います。

別の19歳男子の事例ですが、少額の食料品の万引き、実父母離婚、実母とは交流がなく、親権者の実父が多額の借金を残して所在不明、ホームレス状態でした。児童福祉の対象ではありませんので、まさに要保護少年で、少年法がセーフティネットのケースです。

今、少年院は

今、少年院は、収容減に直面しています。「はやらない店」はコックさんの腕が鈍る。少年院の場合は教官の処遇力が鈍ることになります。

少年法適用年齢が引き下げられると、少年院は整理削減され、広域収容が拡大し、保護者との関係改善にも悪影響を及ぼすことになります。ますます「はやらない店」状態になり、何もいいところがありません。危機感をひしひしと感じています。

少年院を必要とする少年たちのために、これからの日本のために、少年法適用年齢の引下げに反対します。

他の制度では代替不能



九州大学教授 武内 謙治さん

少年非行は減っている

少年非行の件数は、実人員でも、人口比でも減っています。単なる少子化ということでは説明がつかないほどに減っています。年長少年も、他の年齢層と同様に減っています。

健全育成の理念と全件送致主義

現行制度のポイントは、全件送致主義をとっていることにあります。重要なのは、出口の処分がどのようなものであれ、刑罰であれ、保護処分であれ、必ず家庭裁判所を通過していくことです。いったん家庭裁判所に事件を集約して、刑罰を科す場合でも、きちんと調査と審判を行う、というのがポイントです。

このような制度をとっているのは、少年法が健全育成の理念を持っているからです。そのために、保護処分を課す際にも成長の促しが行われています。単なる再犯予防ではなくて、成長を促すことを手段として将来の犯罪を予防しようとしているのです。

調査が要

健全育成という理念の下で重要な働きをしているのは、調査です。単に調査を行い、要保護性を明らかにしていることが重要なわけではありません。調査の過程で作成された社会記録は、保護処分の執行機関に送られます。刑事では、このような仕組みはありません。そもそも調査機構自体がないし、鑑定等をやったとしても、それを刑事施設に送り、処遇のベースにすることはしないのです。

社会記録は少年と一緒に動いていきます。調査は少年司法制度を貫くいわば「背骨」です。この点に着目して少年司法制度と刑事司法制度とを比べると、脊椎動物と無脊椎動物ぐらいの質的な差があるとすらいうことができます。

若年者に対する新たな処分は疑問

現在、法制審では、検察官が起訴猶予相当のものを家裁に送り、家裁において若年者に対する新たな処分を行うという案が有力になっています。

家裁が新たな処分を行うのに起訴猶予を経由させるのは、刑事司法制度では責任主義が妥当するためです。そのため、検察官による事件の振り分けも、主には犯罪の軽重によることになると考えられます。しかし、そうすると、起訴されるものは調査を受けることができません。また、起訴猶予相当のものに対して新たな処分を行う場合でも、施設収容処分を行うことには問題があります。行為責任を超えるのではないかという疑いが出てくるからです。

この場合、保安処分との違いも問題になります。少年法・刑事法上「おとな」とするのであれば、健全育成の理念が及ばないと思うのが自然です。そうすると、将来の犯罪を予防する手段も本人の成長を促すものに限定されなくなります。一方で過去の犯罪の軽重とは無関係に、他方で健全育成の理念に拘束されずに、国が「おとな」に介入する事態が起こることになります。ここでは、調査も、その人の危険性を測るためのものになってしまう危険性があります。

成長や発達の途中にある者の要保護性に着目して処分を考えるのが必要であり合理的でもあるのにそうできないという問題が生じるのは、民法と少年法・刑事法の「おとな」の年齢が同じでなければならないことを前提にしているためです。法律はそれぞれの目的をもっています。それに照らして「おとな」の年齢が違いうることを認めて、現行制度を維持するのが最もよい方法なのではないでしょうか。

民法成年年齢引下げと少年法の関係は？

—— 山下純司学習院大学教授（民法）に聞きました

2018年5月、民法の成年年齢の引下げが国会で審議された際に、衆議院法務委員会で参考人として意見を述べられた山下純司教授に、民法の成年年齢の引下げが少年法の適用年齢の問題に関係するのかについて、お話をうかがいました。

民法の成年年齢の考え方

一言で言ってしまうと、関係しないと考えています。

民法の成年年齢の引下げの本質は、自らの判断で若者が社会生活を送ることができる年齢を引き下げるところにあります。

民法上の未成年者には、親の同意がなければ取引ができない、親の同意がなければ結婚ができないといった制限があり、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、これらが18歳からできるようになります。つまり、「親の考えている若者の生き方と若者自身が望んでいる生き方とが対立した場合に若者の判断のほうが優先する年齢がいつからか」を考えるのが民法の成年年齢の問題です。若者の責任を問うことに目的があるのではなく、若者の権利や自由を拡大するところに目的がある法改正であり、この観点から、私は民法の成年年齢引下げには賛成しています。

大学の3年生・4年生は20歳を超えていますが、多くの若者は親に依存して生活していますし、重要な取引をしようと思ったときに一人でやる若者はあまりおらず、親の意見を聞いたりしながら取引をします。民法の成年年齢の引下げは、18歳から一人で全ての責任を負うという前提の法改正ではなく、若者を無理やり自立させようということでもありません。自分はまだ一人で生活するには自信がないという若者には、親の庇護（ひご）を受ける自由があります。

体制整備の確保を

民法上の成年年齢を引き下げる（取引年齢を引き下げる）ことについても、未熟な若者が消費者被害に遭う可能性を高めることになるとの観点から、大きな議論がありました。

ここで重要なのは、若者を民法上の成年として扱うには、未熟な若者を社会にデビューさせるための体制整備をきちんとしておく必要があるということです。そのため、若者の未熟さに乗じた悪質な商法を行う事業者の取締りや、若者への消費者教育の充実による消費者被害の予防、被害を受けた若者が相談しやすい仕組みを作ることなどが取り組まれています。

民法の成年年齢引下げの基本的な発想

現代の社会は複雑化し、年配者であっても、自分が経験していない事柄については適切な判断が難しい社会になってきています。消費者保護も発想の転換が必要で、民法上は成年として社会にデビューするけれども、未成熟で未経験な若者は別の方法で保護していこうという姿勢で法制度を変えていこうというのが民法の成年年齢の引下げの基本的な発想ではないかと思います。

民法の成年年齢の引下げは、18歳・19歳の若者が自分の生き方を選択したいという思いに応え、その経験不足に配慮しつつ社会にデビューさせていく、その中で一人前の大人をつかっていくというための法改正です。

少年法は、民法とは目的が異なる

これに対し、少年法の目的は、社会からドロップアウトしてしまった、失敗してしまった若者の環境を調整し、その立ち直りを促し、社会に復帰させていくというものではないかと思います。

民法の成年年齢の引下げと少年法の適用年齢とは、分けて議論するべきです。

